

○警察署処務細則の基準について

(平成4年11月30日例規第60号)

この例規は、奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号）第69条の規定に基づき各警察署長が定める警察署処務細則について、その基準を定めたものです。